

電話診療による処方箋の発行について

滋賀県立小児保健医療センター

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、当センターでは、次のとおり、1に掲げる患者様を対象に、電話診療による処方箋の発行を行いますので、ご利用ください。

1 対象となる患者様

対象となる患者様は、次のア～エのいずれにも該当する方です（ウにあっては、当センターが衛生材料・保険医療材料を支給している在宅療養患者様（以下、「在宅療養患者様」という）に限る）。

- ア 基礎疾患があり継続的な医療・投薬を受けている方で、病状が安定していると主治医が認める方
- イ 定まった薬を処方されており、処方の内容を変更しない方
- ウ 当センターから衛生材料・保険医療材料の支給を受けている方で、支給を受ける衛生材料・保険医療材料の内容（品目・数量）が、前月と同じ方
- エ 主治医が当センターの常勤医である方

2 電話診療の手続き

① 申込み（予約変更）の電話

平日の14時～16時の間、当センター代表電話（077-582-6200）あて、申込みのお電話をお願いします。既に予約済みで、電話診療へ変更される方も、同様に予約変更のお電話をお願いします。

お電話では、係員が患者様の氏名、生年月日、診察券の番号と次のア～オの事項をお伺いしますので、お答え願います。

ア 診療科名および担当する医師、外来診療枠（日付・曜日・午前午後）

イ 医師からの電話を受ける電話番号

ウ 医師からの電話を受ける方

→電話を受ける方は、患者さんの症状をよく把握しておいてください。

エ お薬を受け取る調剤薬局の所在地と名称

→お薬袋や、お薬手帳をご参照の上、正確にお伝えください。

オ 衛生材料・保険医療材料の送付先の住所および連絡先電話番号（在宅療養患者様に限る）

② 電話診療

- ① で係員がお伝えした日時に、医師が電話を差し上げますので、必ず、電話に出られるようお願いいたします。

なお、当日の外来診療の状況により、時間は前後することもあります。ご了承ください。

③ 調剤薬局でのお薬の受取り

電話診療により処方箋を発行し、発行した処方箋を当センターからご指定の調剤薬局へファックスしますので、電話診療のあった日の翌日以降、お薬ができていますか調剤薬局までご確認ください。お薬をお受け取りください。

処方箋の有効期間は、ファックスのやり取りの期間を考慮して、発行日（電話診療のあった日）を含め7日間（通常は4日間）としています。必ず有効期間内にお薬をお受け取り下さい。

④ 衛生材料・保険医療材料の受取り（在宅療養患者様に限る）

衛生材料・保険医療材料は、電話診療後、速やかに、ご指定の住所地あて、**着払いの宅急便**で送付します。お受け取りは、送付料金の支払いと引き換えとなります。

⑤ 診療費のお支払い

電話診療の診療費は、次回外来など直近の受診時にお支払い願います
※電話診療でも、基本的には、通常の診療と同様の診療費が発生します。

また、処方箋の郵送料や衛生材料・保険医療材料の梱包費用（段ボール箱代などを要した場合）もご負担いただきます。

3 その他留意事項

- ・電話診療をご利用いただくには、病状の安定などが必要です。主治医の判断で、来院を求める場合がありますので、ご了承ください。
- ・電話診療は、在宅療養患者様も利用いただけますが、衛生材料などの送付料金は、患者さん負担となります。人工呼吸器用の水をご利用の場合など送付料金が高額になりますので、経済的な負担もよくお考えの上、お申込みください。

担当 滋賀県立小児保健医療センター

事務局医事係

電話：077-582-6203

FAX：077-582-6304

メール：nb02@pref.shiga.lg.jp

電話診療の流れ

